

米国規制への対応に伴う金利スワップ取引清算業務に関する業務方法書の取扱いの一部改正について

I. 改正趣旨

2015年10月26日付で、当社の金利スワップ取引に係る清算業務に関し、米国商品取引所法に基づくDCO (Derivatives Clearing Organization) としての登録義務を免除する旨、米国商品先物取引委員会 (以下「CFTC」という。) から登録免除決定 (Order of Exemption from Registration。以下「Order」という。) が発令され、当該 Order において、清算約定に係る当社の CFTC への報告義務や、清算約定の当事者と当社による Swap Data Repository (以下「SDR」という。) への二重報告を回避するための対応等の条件が付されたことから、金利スワップ取引清算業務に関する業務方法書の取扱いについて、別紙のとおり所要の改正を行う。

II. 改正概要

1. 清算約定に係る当社による CFTC への報告

- ・当社は CFTC に対し、当社営業日ごとに U. S. Person (※1) の清算約定に係る当初証拠金、変動証拠金等の情報を報告する。
- ・当社は CFTC に対し、四半期ごとに U. S. Person の清算約定に係る想定元本等の情報を報告する。

(※1) CFTC が公表する Interpretive Guidance and Policy Statement regarding Compliance with Certain Swap Regulations (78 Fed. Reg. 45292 (July 26, 2013)) IV. A. 1. に規定される U. S. Person

2. 清算約定に係る清算参加者による SDR への報告の禁止等 (※2)

- ・清算参加者は、SDR に対し清算約定に係る CFTC Regulation Part45 に基づく報告を行わないものとする。
- ・受託清算参加者は、清算委託者が SDR に対し、委託清算約定に係る CFTC Regulation Part45 に基づく報告を行わないよう努めるものとする。

(※2) 当社は、Order に基づき清算約定の SDR 報告を行う必要があるが、清算参加者等から SDR に対して同様の報告が重複して行われることを回避するための対応 (Order (10) に基づく対応)。

3. その他

- ・その他、所要の改正を行うものとする。

(備考)

金利スワップ取引清算業務に関する業務方法書の取扱い (以下「業務方法書の取扱い」という。) 第47条の4第2項及び第3項

業務方法書の取扱い第47条の4第5項及び第6項

III. 施行日

2016年3月1日から施行する。

以上

金利スワップ取引清算業務に関する業務方法書の取扱いの一部改正新旧対照表

| 新 | 旧 |
|--|---|
| <p>(FCMの登録等に関する届出)</p> <p>第47条の2 (略)</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 当該清算参加者がU. S. Person (<u>U. S. Commodity Futures Trading Commission</u> (以下「<u>米国商品先物取引委員会</u>」という。以下同じ。)) が公表するInterpretive Guidance and Policy Statement regarding Compliance with Certain Swap Regulations (78 Fed. Reg. 45292 (July 26, 2013)) I V. A. 1. に規定されるU. S. Personをいう。以下同じ。) に該当することとなる場合又は該当しなくなる場合</p> <p>(4) (略)</p> | <p>(FCMの登録等に関する届出)</p> <p>第47条の2 (略)</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 当該清算参加者がU. S. Person (<u>米国商品先物取引委員会</u>が公表するInterpretive Guidance and Policy Statement regarding Compliance with Certain Swap Regulations (78 Fed. Reg. 45292 (July 26, 2013)) I V. A. 1. に規定されるU. S. Personをいう。次号において同じ。) に該当することとなる場合又は該当しなくなる場合</p> <p>(4) (略)</p> |
| <p>(FCM清算参加者の報告事項)</p> <p>第47条の3 (略)</p> <p>2 FCM清算参加者は、CFTC Regulation Part 17及びPart 20に基づき<u>米国商品先物取引委員会</u>に対して報告した場合は、当該報告に係る写しを提出することにより当社に報告するものとする。</p> | <p>(FCM清算参加者の報告事項)</p> <p>第47条の3 (略)</p> <p>2 FCM清算参加者は、CFTC Regulation Part 17及びPart 20に基づき<u>U. S. Commodity Futures Trading Commission</u>に対して報告した場合は、当該報告に係る写しを提出することにより当社に報告するものとする。</p> |
| <p>(清算約定の内容等の報告)</p> <p>第47条の4 (略)</p> | <p>(清算約定の内容等の報告)</p> <p>第47条の4 (略)</p> |

| | |
|---|---|
| <p>2 当社は、<u>米国商品先物取引委員会がU. S. Commodity Exchange Act Section 5b (h) の規定に基づき発行した2015年10月26日付Order of Exemption from Registration</u> (以下「登録免除決定」という。) (9) (a) の定めるところに従い、当社営業日ごとに、<u>米国商品先物取引委員会に対し、U. S. Personの清算約定に関し、当初証拠金所要額、当初証拠金預託額、変動証拠金所要額その他の情報について報告を行うものとする。</u></p> | <p>(新設)</p> |
| <p>3 当社は、<u>登録免除決定 (9) (b) の定めるところに従い、四半期ごとに、米国商品先物取引委員会に対し、U. S. Personの清算約定に関し、その想定元本その他の情報について報告を行うものとする。</u></p> | <p>(新設)</p> |
| <p>4 当社は、<u>登録免除決定 (10) の定めるところに従い、Swap Data Repository (U. S. Commodity Exchange Act Section 1a (48) に規定するSwap Data Repositoryをいう。以下「SDR」という。) に対し、清算約定に関し、その当事者 (清算約定 (委託分) にあつては、当該清算約定 (委託分) に係る清算委託取引の当事者である清算委託者。)、想定元本その他の情報について報告を行うものとする。</u></p> | <p>2 当社は、<u>CFTC Regulation Part 45に基づき、清算約定について、その当事者 (清算約定 (委託分) にあつては、当該清算約定 (委託分) に係る清算委託取引の当事者である清算委託者。) 及び想定元本その他の経済条件に係る情報のうち該当するものについて、Swap Data Repository (Commodity Exchange Act Section 1a (48) に規定されている者をいう。) に対し当社営業日ごとに報告を行うものとする。</u></p> |
| <p>5 <u>清算参加者は、SDRに対し、清算約定に係るCFTC Regulation Part 45に基づく報告を行わないものとする。</u></p> | <p>(新設)</p> |
| <p>6 <u>受託清算参加者は、清算委託者がSDR</u></p> | <p>(新設)</p> |

に対し、委託清算約定(別紙様式第3号「金利スワップ清算受託契約書」第2条第1号に規定する委託清算約定をいう。)に係る前項に規定する報告を行わないよう努めるものとする。

付 則

- 1 この改正規定は、平成28年3月1日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、改正後の第47条の4第5項及び第6項の規定は、U.S. Commodity Exchange Act、CFTC Regulationその他の法令又は米国商品先物取引委員会による命令、公示文書、交付文書その他これらに類するものに基づき、清算参加者又は清算委託者が改正後の第47条の4第5項又は第6項に規定する報告を行う必要が生じた場合その他やむを得ない事由により、改正後の規定に従い報告を行わないことが適当でないと当社が認める場合には、これを適用しない。